

# 《平成 29 年度 貸切バス事業者安全性評価認定制度》

## 総合的な対策に基づき「審査項目」が一部変更されました

平成 29 年 1 月 23 日 公益社団法人日本バス協会

貸切バス事業者安全性評価認定委員会が平成 29 年 1 月 19 日に開催され、「平成 29 年度貸切バス事業者安全性評価認定制度申請案内書」について論議・決定を致しました。

平成 28 年 1 月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、同年 6 月にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、道路運送法の一部改正等が行われた結果、「安全性評価認定に係る評価項目及び評価基準の一部変更」を致しました。

主な審査項目の変更は下記の通りですが、申請案内書・申請書・評価シートなどの公開は平成 29 年 2 月 22 日（水）、日本バス協会ホームページの「貸切バス事業者安全性評価認定制度特設ページ」で公開予定です。

### 【主な改定内容】

#### 1. 「新規申請と一ツ星認定事業者の更新は 4 月受付」、「二ツ星と三ツ星の更新事業者は 8 月受付」

平成 29 年度からの申請は、新規申請・一ツ星認定事業者の更新申請及び二ツ星・三ツ星認定事業者の更新申請については申請月日が異なります。具体的には下記の申請月日になりますので注意してください。

	申請事業者種別	受付月日	認定月日	認定期間
前期受付	新規申請・一ツ星更新事業者	平成 29 年 4 月 3 日～ 5 月 1 日	平成 29 年 9 月中旬予定	平成 31 年 10 月 31 日まで
後期受付	二ツ星・三ツ星更新事業者	平成 29 年 8 月 1 日～ 8 月 31 日	平成 29 年 12 月中旬予定	平成 32 年 1 月 31 日まで

#### 2. 申請条件である「行政処分（車両の停止日車）が下記に該当する場合は申請できません。

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」は、「点呼・過労防止・指導監督」が運行の 3 本柱であり、輸送の安全に関し特に重要な事項の処分が引き上げられ、処分量定の算出方法をより実効的なものに改定されました。申請条件である「行政処分に係る車両停止日車」は、新たな「行政処分等の基準」が平成 28 年 12 月 1 日から施行されましたので、下記に該当する場合は申請をすることができません。

- ・ 過去 1 年間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間）に、1 営業所 1 回当たり 50 日車を超える行政処分（平成 28 年 11 月 30 日以前に行われた監査の結果による場合は、1 営業所 1 回当たり 30 日車以上の行政処分）を受けていないこと。

#### 3. 法令遵守事項の変更（1）

ドライブレコーダーを設置し、その記録を利用し運転特性の把握と是正のために必要な指導を実施することとなりました。全貸切車両にドライブレコーダー設置が平成 29 年 11 月 30 日までであり法令遵守事項の評価項目に追加しました。

項目	平成 28 年度法令遵守事項	平成 29 年度法令遵守事項
3. 運行管理等	⑭乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	⑭乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 <u>また、ドライブレコーダーを導入しているか。（提出資料：ドライブレコーダー導入資料または導入計画書）</u>

#### 4. 法令遵守事項の変更（2）

初任運転者や事故惹起者の特別指導内容が補強されました。また、初任運転者の雇い入れ前3年間に受診した初任診断票は、平成28年12月1日からの初任運転者には適用されません。すべての初任運転者は初任適性診断が必要となりましたので、特定の運転者（事故惹起者・適齢・初任）全員の適性診断受診票及び特別指導実施記録の提出を求めます。

項目	平成28年度法令遵守事項	平成29年度法令遵守事項
3. 運行管理等	⑮特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。（任意の1名分）	⑮特定の運転者 <u>全員</u> に対して適性診断を受けさせているか。 <b>（提出資料：特定者全員の適性診断受診記録）</b>
3. 運行管理等	⑯特定の運転者に対して特別指導を行っているか。（任意の1名分）	⑯特定の運転者 <u>全員</u> に対して特別指導を行っているか。 <b>（提出資料：特定者全員の特別指導記録）</b>

#### 5. 上位事項の評価項目の変更（衝突被害軽減ブレーキの導入）

上位事項の評価項目に衝突被害軽減ブレーキの装着を追加しました。

車体等へのA S V技術の搭載状況の表示及び代替え促進が提起されたことから、**導入率に基づき3段階評価をすることしました。**

項目	28年度 上位事項	29年度 上位事項
3. 運行管理等	U⑨-2 デジタルタコグラフを導入し、教育に活用しているか。 2点	U⑨-2 <u>衝突被害軽減ブレーキを導入し装着しているか。</u> <u>（評価は大型貸切バス車両への装着のみ）</u> <u>・保有全車両の1割以下の装着率の場合 3点減</u> <u>・保有全車両の3割以上の装着率の場合 1点</u> <u>・保有全車両の4割以上の装着率の場合 3点</u>

#### 6. 運輸安全マネジメントの国土交通省認定セミナー参加の評価

軽井沢スキーバス事故検討会において検討された再発防止策では、「運輸安全マネジメント評価の強化」が示されるとともに、国土交通省では中小規模事業者への推進強化に向け「セミナープログラム等の改修」がされたことから、国土交通省認定セミナーを中小規模事業者が受講した場合、評価をすることとしました。

平成28年度 D-⑤ 評価項目11				平成29年度 D-⑤ 評価項目11			
	中小規模	準大規模	大規模		中小規模	準大規模	大規模
	2点	1点	1点		<u>1 (2) 点</u>	1点	1点
評価基準				評価基準			
10	運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し記録しているか。			10	運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し記録しているか。		
11	経営者は安全にかかわる者に外部機関が主催する安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。			11	経営者は安全にかかわる者に外部機関が主催する安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。 <u>ただし、中小規模については評価基準10を満たし、かつ国土交通省が認定したセミナーを受講した場合は2点とする。</u>		

## 7. 30日車以上の違反行為が確認された場合の取り扱い

行政監査の結果、認定期間内に1営業所1回当たり30日車以上の違反行為が確認された場合、認定種別の降格等を行います。なお、実施は平成29年4月1日からの適用とします。

申請・認定種別	30日車以上の行政処分等が発生した場合
新規申請・一ツ星事業者	・次回の書類審査で、「Ⅱ. 事故や違反の状況違反（行政処分）は0点と評価する。
二ツ星・三ツ星認定事業者	・ワンランク降格とする。

## 8. その他のお知らせ

### 運行管理者・整備管理者が講習・研修を終了しているか確認をしましょう

運輸局に選任届け出をしている運行管理者・整備管理者の講習・研修は告示や運輸規則により定められており、安全性評価認定制度では「法令遵守必須事項」となっています。平成29年度の法令遵守事項の必須条件は「平成27年度または平成28年度に講習・研修が修了していること」です。受講状況を必ず事前確認しておきましょう。

### 【参考資料】

#### 【運行の管理に関する講習の種類等を定める告示】《抜粋》平成24年4月13日

- ◆第4条 新たに選任した運行管理者に選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない場合は基礎講習）を受講させなければならない。
- ◆第4条の2 特別講習の受講対象となった運行管理者が所属する営業所にあっては、所属する全ての運行管理者に、2年連続して一般講習を受講。  
※受講させる講習は、一般講習の代わりに基礎講習であっても良い。
- ◆第4条の3 事業者は、運行管理者に基礎講習又は一般講習を受講させた日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。

#### 【旅客自動車運送事業運輸規則】第46条整備管理者の研修

旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第50条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

#### 【整備管理者制度の解説 選任後研修の実施時期及び頻度 国土交通省】

「地方運輸局長が通知するとき」と規定されており、地方運輸局長の判断により実施することとされているが、全国統一の実施を図るため、選任後研修については、2年に1度受講するよう実施するべきと考える。

問い合わせについては下記までお願いします。

公益社団法人日本バス協会 業務部

電話：03-3216-4014

以上